

潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、潮来市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐震建替え工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者に対しこれらに要する経費について、戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金を交付することに関し、潮来市補助金等交付規則（平成9年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 潮来市建築物耐震改修促進計画 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定に基づき市が定める計画をいう。
- (2) 戸建て木造住宅 専ら人の居住の用に供する木造の建築物又は人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他事業の用に供する部分を有する木造の建築物で、その延べ面積の2分の1以上が人の居住の用に供されるものをいう。ただし、共同住宅の用に供する建築物を除く。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会出版による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法により評価することをいう。
- (4) 上部構造評点 耐震診断により地震に対する安全性を点数で示したものであって、対象住宅の各階及び各方向について算出したものの最小値をいう。
- (5) 耐震改修設計 木造住宅の耐震性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎の補強及び土台、柱、筋交い、梁、壁等の補強又は改修を行う工事をいう。
- (7) 耐震建替え工事 原則として同一敷地内で、戸建て木造住宅1棟全てを解体し、住宅を新築するための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存する戸建て木造住宅において自己の居住の用に供するために耐震改修工事等を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税等を滞納している者は除く。

- (1) 戸建て木造住宅の所有者であって、現に居住している者又は耐震改修工事等を行った後に当該住宅に居住する予定の者
- (2) 戸建て木造住宅に現に居住している者であって、所有者の同意を得て耐震改修工事等を行う者
- (3) 戸建て木造住宅の所有者の同意を得て耐震改修工事等を行った後に当該住宅に居住する予定の者

(補助対象となる工事の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる工事の要件は、次の各号のいずれにも該当する戸建て

木造住宅に係る耐震改修工事又は耐震建替え工事とする。

- (1) 耐震改修設計を伴う耐震改修工事又は耐震建替え工事であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工したものであること。
- (3) 地上階数が2以下のものであること。
- (4) 延床面積が30平方メートル以上のものであること。
- (5) 次に掲げる構造方法によって建築されたものであること。
 - ア 在来軸組工法
 - イ 枠組壁工法
- (6) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであること。
- (7) 耐震改修工事又は耐震建替え工事により、上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となるものであること。
- (8) 申請年度における募集期間中に適正に申請手続を行い、当該年度の1月末日までに工事が完了するものであること。
- (9) 耐震改修工事等を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 耐震改修工事又は耐震建替え工事に係る設計を茨城県木造住宅耐震診断士その他市長が認める者が行ったものであること。
 - イ 耐震改修工事又は耐震建替え工事を建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事又は耐震建替え工事に要する費用から消費税を除いた費用とする。ただし、工事監理に要する費用を除く。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税を除く。）に5分の4を乗じて得た額とし、戸建て木造住宅1戸当たり100万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の戸建て木造住宅につき1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修設計の契約を締結する前に潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村税完納証明書
- (2) 耐震改修工事等実施計画書（様式第2号）
- (3) 工事場所案内図
- (4) 耐震改修工事等に係る見積書の写し
- (5) 住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書又は固定資産評価証明書）
- (6) 所有者以外の居住者等が申請する場合、耐震改修工事等の実施に係る同意書（様式第3号）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に該当する戸建て木造住宅にあつては建築確認済証の写し、その他の戸建て木造住宅にあつては当該

住宅の建築年月日が確認できるもの

- (8) 耐震診断結果報告書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により内容を審査し、交付の可否を決定し、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）で、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに潮来市戸建て木造住宅耐震改修変更（中止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業に要する経費の変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の中止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、潮来市戸建て木造住宅耐震改修変更（中止）承認（却下）決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(遂行要求)

第10条 市長は、交付決定者が行う耐震改修工事等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該耐震改修工事等を適切に遂行すべきことを求めるものとする。

(耐震改修設計完了の報告)

第11条 交付決定者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 補強計画及び設計図書
- (4) 耐震改修工事の工程表
- (5) 現況写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、その結果を耐震改修設計確認通知書（様式第8号）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(着工)

第12条 交付決定者は、前条第2項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事又は耐震建替え工事に着工するものとする。

(完了実績報告)

第13条 交付決定者は、耐震改修工事又は耐震建替え工事が完了したときは、完了実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 耐震改修工事又は耐震建替え工事に係る契約書の写し
- (3) 工事監理報告書（様式第10号）の写し
- (4) 工事写真（施工中及び施工後）
- (5) 耐震改修工事等に係る領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の請求）

第14条 交付決定者は、完了実績報告後に補助金の交付を受けようとするときは、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、耐震改修工事等を著しく遅延し、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定後に第4条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でない認められるとき。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書

年 月 日

潮来市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金の交付を受けたいので、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 住宅の所在地 潮来市

2 補助対象経費 円

3 交付申請額 円

4 工事完了予定日 年 月 日

5 添付書類

(1) 市町村税完納証明書

(2) 耐震改修工事等実施計画書（様式第2号）

(3) 工事場所案内図

(4) 耐震改修工事等に係る見積書の写し

(5) 住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書又は固定資産評価証明書）

(6) 所有者以外の居住者等が申請する場合、耐震改修工事等の実施に係る同意書（様式第3号）

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に該当する戸建て木造住宅にあっては建築確認済証の写し、その他の戸建て木造住宅にあっては当該住宅の建築年月日が確認できるもの

(8) 耐震診断結果報告書の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

耐震改修工事等実施計画書

建物概要	申請者氏名					
	住宅の所在地	潮来市				
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）				
	床面積	住宅部分		住宅以外の部分		合計
			m ²		m ²	m ²
	建築年月日	年 月 日				
建築確認	年 月 日 第 号					
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入)	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事又は耐震建替え工事の工事監理者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事又は耐震建替え工事の施工業者の概要	施工業者名					
	代表者名					
	所在地					
	電話番号					

総事業費	耐震改修設計に要する費用 (消費税を除く。)		円
	耐震改修工事又は 耐震建替え工事に要する費用 (消費税を除く。) ①		円
	耐震改修工事又は耐震建替え工事の 工事監理に要する費用 (消費税を除く。)		円
			円
補助対象限度額	①又は125万円のうちいずれか少ない 額・・・②		円
補助金交付申請額	②×4/5 (上限100万円) ※千円未満切捨て		円
事業予定期間	耐震改修設計	年 月 日 ~ 年 月 日	
	耐震改修工事	年 月 日 ~ 年 月 日	
	耐震建替え工事	年 月 日 ~ 年 月 日	
備考			

※耐震改修工事、耐震建替え工事の着工には、耐震改修設計完了の報告が済んでいること及び当該報告に対する確認通知の交付を受けていることが必要となります。

耐震改修工事等の実施に係る同意書

年 月 日

潮来市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

印

私が所有する次の住宅について、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく耐震改修工事等を実施することに同意します。

1 住宅の所在地 潮来市

2 所有者
(申請者以外の共有者)

住所

氏名

電話番号

印

住所

氏名

電話番号

印

住所

氏名

電話番号

印

住所

氏名

電話番号

印

住所

氏名

電話番号

印

備考 1 この様式は、所有者以外の居住者等が補助金の交付の申請をする場合又は所有者が複数人いる場合に使用してください。

2 不足する場合は、複数枚提出してください。

様

潮来市長



潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金の交付については、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

- ア 潮来市補助金等交付規則及び潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の規定に従うこと。
- イ アの規定に違反した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあること。
- ウ 耐震改修工事又は耐震建替え工事の着工には、耐震改修設計の完了の報告及び当該報告に係る確認通知の交付を受けていることが必要であること。

2 交付しない

理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、潮来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として（訴訟において潮来市を代表する者は潮来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第9条関係）

潮来市戸建て木造住宅耐震改修変更（中止）申請書

年 月 日

潮来市長 様

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた戸建て木造住宅耐震改修工事について、事業内容を変更（中止）したいので、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 変更後の対象経費 円

※添付書類

- (1) 変更（中止）の内容を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様

潮来市長



潮来市戸建て木造住宅耐震改修変更（中止）承認（却下）決定通知書

年 月 日付で申請のあった耐震改修工事等の内容の変更（中止）については、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認（却下）することに決定したので通知します。

1 決定区分 承認 却下

2 変更の内容

3 変更後の対象経費 円

4 変更後の交付決定額 円

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、潮来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として（訴訟において潮来市を代表する者は潮来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

耐震改修設計完了報告書

年 月 日

潮来市長 様

報告者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金について、耐震改修設計が完了したので、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 住宅の所在地 潮来市

2 添付書類

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 補強計画及び設計図書
- (4) 耐震改修工事又は耐震建替え工事の工程表
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

様

潮来市長



耐震改修設計確認通知書

年 月 日付けで報告のあった戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金の耐震改修設計の完了については、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第11条の規定により確認したので通知します。

完了実績報告書

年 月 日

潮来市長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金について、耐震改修工事等が完了したので、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 耐震改修工事の内容

工事場所	潮来市
工事に要する経費	円
着工年月日	年 月 日
完成年月日	年 月 日
入居年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 耐震改修工事又は耐震建替え工事に係る契約書の写し
- (3) 工事監理報告書（様式第10号）の写し
- (4) 工事写真（施工中及び施工後）
- (5) 耐震改修工事等に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

工事監理報告書

年 月 日

様

事務所名
所在地
代表者名
電話番号
工事監理者

戸建て木造住宅の耐震改修工事について、耐震改修工事等実施計画書のとおり実施されていることを確認したので、次のとおり報告します。

建築物の名称及び所在地				
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工事期間における 主要な設計変更	変更 年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、 建築設備等が設計 図書のとおりである ことの確認	確認 年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計 図書のとおり 実施されていること の確認	確認 年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

工事完了時における確認	確認年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事施工業者に与えた注意	注意年月日	注意の概要	工事施工業者の対応と建築主に対する報告の概要	
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
備考				

注意事項

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 3 「工事施工業者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に該当する場合に記入してください。
- 5 備考の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項を記入してください。
- 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に記入のうえ、添付してください。
同内容を記載したものであれば、様式は問いません。

年 月 日

潮来市長 様

住所

氏名 印

電話番号

潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金について、補助金の交付を受けたいので、潮来市戸建て木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合 ()	本・支店名	本店・支店
口座種別	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		